主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告申立の理由は、記録に編綴の抗告申立書記載のとおりであるが、右は要するに、原決定は、「本件付審判請求事件を担当する合議体のうちA及びBの両裁判官が、該事件と基本的事実関係をほぼ同じくする準抗告事件の裁判に関与したものであるとしても、右両裁判官に不公平な裁判をする高点があるとしても、右連抗告事件の裁判をする高点がある。そればかりでなく、右準抗告事件の裁判は、申立人が還付を求理に、本件付審判請求事件における被疑者C)によって国庫帰属の措置がとられてはり、その物件について検察官の処分はなかつたと判断しているだけで、右物件においる前記国庫帰属の措置の適否については判断している不公平なかつにも物る前記国庫帰属の措置の適否については判断している不公平な教であるとしかし右準抗告棄却の決定によれば、押収物主任官ないし物品管理であるのである。しかし右準抗告棄却の決定によれば、押収物主任官ないし物品管理であるのである。といてが表別であると主張するのと判断している表判官が、本の決定に右被疑者の職務行為を正当なものと判断している裁判官が、本の職務行為を正当にする関与する限り、不公平の設定を取消し前記両裁判をする虞があることはいうまでもないので、原決定を取消し前記両裁判官の必要があるというにある。

よつて、原決定の当否を検討するに、

るうで、加久で、コロットので、 記録によれば、原決定は請求者に忌避権が存するかどうかを留保したまま、その 主張する忌避理由につき判断し、これを否定するのであるが、この場合、忌避権の 存否は先決事項と考えられるので、この点につき先ず検討すべきである。

そこで、請求者に忌避権が存するか否かを按ずるに、抗告人の忌避申立における 所論は、先に最高裁判所が被疑者に対し忌避権を是認したことを援用し、被疑者だけではなく請求者も公平な裁判を受ける権利を有し、被疑者と同じく請求者にも忌避権が存するのは当然であると主張するのである。しかし、付審判請求手続において、被疑者と請求者は全く相反する地位にあり、刑事訴訟法二一条一項において被告人に認められる忌避権を被疑者に拡大類推することと同一の論理を以て請求者の忌避権を是認するのは相当でないので、所論の右論拠を直ちに採用することはできない。

そこでまず、忌避権の基礎につき考えてみるに、周知の如く憲法三七条は刑事被告人に対し公平な裁判所の裁判を保障する。したがつて、被告人の忌避権はここに憲法的な基礎を見出すことができるものであつて、被告人の忌避権に関する限り、右の基本権の刑事訴訟における直接的な現象形態に外ならない。しかしながら、被疑者の段階において忌避権を是認することは直接的な憲法的要請ではなく、これを認めるか否かはむしろ立法政策の問題とみるべきである。被疑者においてしかり、請求者に関してはなおさら右の憲法的要請を直線的に(間接的は別として)採用することはできない。

〈要旨〉そうすると、被告人以外の者の忌避権の有無は専ら刑事訴訟の次元における問題であり、刑事訴訟法の実質〈/要旨〉的枠組の中から認識されなければならないが、刑事訴訟によるとは、2月12世界が大力を持ち、 が、刑事訴訟における忌避制度が広く裁判官の職務執行一般を対象とし、もつて裁 判の公正を担保するものであることは前示引用の判例の示すとおりであり、右の如 く裁判そのものに要請される公正性は、現実的には手続的公正によつて確保され、 この刑事訴訟法に内在すべき公平の原則(とりわけ当事者に対する公正性と平等 性)を追求する限り、忌避権は必ずしも被告人のみに限定されず、同法二一条一項 が明示するとおり検察官にも是認さるべきであり、またそれと同時に、公判手続における当事者のみに限られず、被疑者その他の者にも許容さるべき場合がなければならない。しかし他面、刑事訴訟法ニー条が公判手続のみに忌避権を規定すること からみれば、無限定のものではなく、少なくとも公判手続に必要的に先行し又は附随ないし前置される手続ではなく、これに対し独立性とある程度の自足性を有する 審判手続に限らるべきである。かかる意味においても、付審判手続における被疑者 に対して忌避権を是認することは妥当であるが、他面、右手続の対象たる被疑者の みに忌避権を保有せしむることは前示の意味の公平性を害する。それ故に、いわば 当事者的に対立する側、とりわけ右手続の目的たる審判を求めて該手続の開始を請 求する者にも忌避権を是認するのが相当である。殊に、請求者の側にも忌避理由が 発生しうることは否定できないところであつて、これを片面的に無視することによ つて当該審判の公正が期待できるものとは考えられない。ところで、請求者は実体 的には主として犯罪の被害者であり、通常の刑事手続においては、検察官が被害者 の権利に留意して、いわば代行するが故に、手続参加の有無を問わず被害者に忌避 権は必要でないとされるのである。しかし、付審判手続を請求する場合においては 検察官が被害者の見解を採用せざるが故に、被害者のために準起訴手続を求むるこ とにつき審判の方途を設けたものであつて、検察官と被害者である請求者はいわば 対立状態に陥り、検察官において被害者の右権利を保全し得べき状態にはないの で、通常の手続における前述の理由は是認できない。そうだとすれば、付審判手続 の右の如き特殊性にかんがみ請求者に対し直接的に忌避権を是認することも不当で はない。

尤も、現行刑事訴訟法の文理の上では請求者に対して忌避権を認める規定は存しない。右にいわゆる設権規定が存しない限り、これを否定するのが当然のように解判所の判旨にも明らかなとおり、制度の趣旨に照しこれを広く解し、合理的な形を必要とする場合であり、とりわけ本制度に関する立法の沿革に徴するとき、請求者から裁判官の忌避申立をするが如き事態は立法者の予想しないことであつたと思われる。そうだとすれば、予想しながら規定しなかつた場合(この場合は規定しなかった場合(この場合は規定はないことによつて消極的又は否定的に規制するものである)と異なり、類推的に持いことによって消極的又は否定的に規制するものである)と異なり、類推的に持ちるべきところである。この場合、被告人から被疑者を拡大類推する如く、原告的性格を大前提として検察官から請求者を法規類推することが相当でないとしても、前述の如く付審判請求制度を包括する刑事訴訟法全体からいわゆる法類推することにある。

以上のような理由からして請求者に対して忌避権を是認するのが相当と解する。次に、本件忌避理由の存否に対きところ、本件記録のほか付審判請求事件の各記録を調査するに、本件記録のほかの審理を担訴が告事件の各記録を調査するに、本件付審判請求事件の審理を担当を裁判所を構成する合議体のうち裁判に関与したものである。しかし、右準抗告事件は押収物件について検察官のしたし、同事件の裁判に関したすである。したの違法を主張するものであつて、同事件の裁判では右物件のうち番号111に対すると記録を主張するものであって、同事件の裁判では右物件のうち番号11に対するとは、右検察官の処分は存しないことを認定したにすぎないもし、14、15を除くその余の物件(本件付審判請求事件で問題とするものであるとするに関し裁判所の押収物主任官ないある管理に関い、右検察官の処分は存しないことを認定があってものであるとのであるとすることがあっても、この一裁判所が関与することがあってもない。

所論は、前記両裁判官が右準抗告事件の裁判に関与するにとどまらず、その申立を棄却する決定において、すでに本件付審判請求事件の被疑者たるCがなした押収物件の国庫帰属の措置を正当なものと判断しているので、同一の事実関係に基づく本件付審判請求事件の審理に関与する限り、不公平な裁判をする虞があるともいう

のであるが、右準抗告の裁判では、検察官の処分の不存在を認定する根拠として、裁判所の押収物主任官ないし物品管理官において所有権放棄による国庫帰属の措置がなされていることを挙示するものであり、右の所有権放棄による国庫帰属の措置というのは、同決定の理由説示を仔細に検討すれば明らかなとおり、右措置の正当性又は所有権放棄が実体法上有効になされていることを判断しているのではなく、押収物件の国庫帰属の手続として、所有権放棄の方法が採られ、これに基づき右帰属手続がなされていることを説示しているにすぎないものであつて、Cのなした右国庫帰属の措置の適否についてまで判断しているものではない。

これた。 そうだとすれば、前記両裁判官が本件付審判請求事件の審理を担当しているからといって、不当な予断をいだき不公平な裁判をする虞があるということはできず、 その他前掲各記録を精査しても右両裁判官に忌避の原因となる事情は何ら見出せない。

してみれば、本件忌避申立を理由がないとして却下した原決定は正当であり、本件抗告は理由がないので、刑事訴訟法四二六条一項に則り主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 平田勝雅 裁判官 吉永忠 裁判官 塚田武司)